

生活扶助基準の水準の検証手法及び 今後の検証手法の開発に向けた検討

前回の部会(第23回)で出された主な意見

○ 水準均衡方式について

(主な意見)

- ・ 第1・十分位と比較することの客観的な根拠は何か。
- ・ 何を比較するのか、「一般」とは何か、一度整理する必要がある。
- ・ 第1・十分位の伸びがマイナスであったり、相対的貧困線が下がり続けている等の中で何をフェアというのか、突き詰める議論が必要である。
- ・ 第1・十分位といってもモデル世帯の3人世帯で進めていくのか、高齢化、単身化のモデルを作るのか。

(主な意見から考えられる論点)

論点① 一般国民の消費水準との比較に当たっては、どの所得分位との比較が適当か。

論点② 一般国民の消費水準との比較の方法として、多様な世帯類型の消費特性を踏まえる上で、どのようなものが考えられるか。

○ 新たな検証手法について

(主な意見)

- ・ 実際に適用が可能な検証手法を開発するには、複数年にまたがる長期計画が必要である。部会と並行して開発事業を立ち上げる必要がある。
- ・ 何が最低生活なのか、そもそもの議論とそれについての開発の手法をもう一方で行うと、次につながるのではないか。
- ・ デフレ、経済の低成長、格差拡大の社会の中で、水準均衡方式だけでいいのか、新たな検証手法を開発する努力が必要である。

(主な意見から考えられる論点)

論点③ 生活扶助基準における新たな検証手法の検討をどのように進めていくのか。

論点① 一般国民の消費水準との比較に当たっては、どの所得分位との比較が適当か。

これまでの経緯

○ 生活扶助基準の改定方式については、昭和40年から一般国民の消費水準との格差是正を図る格差縮小方式を採用していたが、昭和58年に「変曲点」(※)という概念を用いて、当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達したことを確認し、昭和59年から現行の水準均衡方式へ転換した。

※ 消費支出は所得の減少に伴い緩やかに減少するが、ある所得以下になると急激に下方に変曲する点。当時は、夫婦子1人世帯における消費支出を例にして、年間収入第3・五十分位、第4・五十分位、第5・五十分位付近それぞれに変曲点が存在すると仮定して検証した。

○ 水準均衡方式については、生活保護において保障すべき最低生活の水準を、一般国民の生活水準との関連において相対的にとらえるものとして、全国消費実態調査における第1・十分位と設定し、当該分位の消費水準を生活扶助基準の指標としてきた。平成24年検証においても、以下の理由により第1・十分位を採用したが、低所得層の収入が下がっている場合は、第1・十分位に着目することの妥当性について留意が必要とされた。

- ・ 第1・十分位の平均消費水準が中位所得階層の約6割だった。
- ・ 国民の過半数が必要と考えている耐久消費財の普及状況が中位所得階層と概ね遜色がなかった。
- ・ 全所得階層の構成割合からみても、特に第1・十分位が減少しているわけではなかった。
- ・ OECDの国際的基準でみても、第1・十分位の大部分が相対的貧困線以下であった。
- ・ 第1・十分位と第2・十分位の間に消費の変化が大きくみられた。

検討方針(案)

○ 平成29年検証における生活扶助基準の水準の検証に当たっては、まずは、これまでの手法と同様に、一般国民の所得分位間における消費水準の差の分析を行うこととし、その上で、その他の考慮すべき要素の有無を含めて比較対象とする一般国民の消費水準を検討してはどうか。

【具体的な内容】

■ 比較対象とする一般国民の消費水準を検討するために、まずは、所得の状況による消費の変動をきめ細かく分析する観点から、全国消費実態調査の年間収入階級五十分位の各分位における消費水準を分析してはどうか。また、必要に応じて家計調査のデータを補完的に使用してはどうか。

■ 所得分位間の消費水準の差の検証については、変曲点及び抵抗線の水準を確認してはどうか。また、その他に考えられる視点はないか。

- ・ 変曲点

ある所得以下になると消費支出が急激に下方に変曲する点の水準を最低限度の生活を維持するための水準とする。

- ・ 抵抗線

所得が低下するにも関わらず、家計がそれまでの消費パターンを維持しようと消費低下に抵抗する水準とする。

■ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」によるこれまでの基準見直しの影響に関する検証結果など、全国消費実態調査及び家計調査以外のデータをどのように活用することができるか。

これまでの所得分位間における消費水準の差を分析した検証手法

	内容	検証手法	検証結果
昭和58年	変曲点による検証	・家計調査(S52～54)を用いて勤労者4人(有業者1人)世帯について世帯所得50分位別に消費支出を集計 ・所得の低下に伴い急激に消費支出が減少する点(変曲点)がどこにあるか検証 ・変曲点の生活扶助相当支出と基準額を比較	・変曲点は2.99・五十分位にある ・変曲点の生活扶助相当支出額は基準額とほぼ同等 ・現状の保護基準は概ね妥当な水準に達したとして水準均衡方式に移行
平成16年 H15 中間まとめ	分位間の支出額等の比較	・家計調査(H8～12)を用いて勤労者3人世帯のうち第1～2・五十分位、第3～5・五十分位、第1・十分位、第1・五十分位毎に、生活扶助相当支出額、食料費、教養娯楽費等を算出 ・分位間での生活扶助相当支出額当の差を確認するとともに、生活扶助基準額と比較	・第1～2・五十分位では食費、教養娯楽費等の減少顕著 ・生活扶助基準は第3～5・五十分位とほぼ同等 ・生活扶助基準の水準は基本的にほぼ妥当
		・変曲点による検証 ・第3・五十分位、第4・五十分位、第5・五十分位に変曲点があると仮定して検証	・変曲点は3.3～3.7・五十分位で存在すると推計
平成24年	隣接分位間の消費の統計解析	・夫婦子1人(有業者あり)世帯及び全世帯について、第5・十分位以下の各十分位の生活扶助相当支出の有意差(データのばらつきを考慮した上での平均の差)の程度を、統計解析により算定	・いずれの世帯でも第1・十分位と第2・十分位の間で消費の変化が一番大きい状況を確認 ・基準の展開の妥当性を指数によって把握する際に、第1・十分位の世帯を用いる理由の一つとした

一般世帯における年間収入のシェアの推移

(1) 総世帯

	総数	第1 十分位	第2 十分位	第3 十分位	第4 十分位	第5 十分位	第6 十分位	第7 十分位	第8 十分位	第9 十分位	第10 十分位
H16 世帯年収(万円) シェア	589 100%	132 2.25%	239 4.06%	317 5.38%	384 6.53%	456 7.74%	537 9.13%	635 10.78%	756 12.85%	934 15.86%	1,497 25.43%
H21 世帯年収(万円) シェア	553 100%	118 2.13%	216 3.91%	290 5.23%	357 6.46%	424 7.66%	501 9.06%	598 10.82%	720 13.01%	891 16.11%	1,417 25.61%
H26 世帯年収(万円) シェア	533 100%	116 2.18%	206 3.86%	275 5.16%	336 6.31%	403 7.56%	481 9.03%	575 10.78%	695 13.03%	861 16.15%	1,382 25.93%

(2) 2人以上世帯

	総数	第1 十分位	第2 十分位	第3 十分位	第4 十分位	第5 十分位	第6 十分位	第7 十分位	第8 十分位	第9 十分位	第10 十分位
S59 世帯年収(万円) シェア	548 100%	184 3.36%	288 5.25%	351 6.41%	406 7.41%	458 8.37%	514 9.39%	582 10.62%	670 12.24%	803 14.67%	1,220 22.29%
H元 世帯年収(万円) シェア	665 100%	217 3.27%	335 5.04%	412 6.20%	481 7.23%	547 8.23%	621 9.33%	707 10.62%	816 12.26%	978 14.70%	1,538 23.12%
H6 世帯年収(万円) シェア	784 100%	246 3.14%	386 4.93%	479 6.11%	561 7.15%	643 8.20%	735 9.38%	838 10.69%	970 12.37%	1,167 14.89%	1,814 23.14%
H11 世帯年収(万円) シェア	759 100%	235 3.10%	370 4.87%	454 5.98%	534 7.04%	620 8.17%	714 9.41%	819 10.79%	952 12.54%	1,143 15.06%	1,750 23.05%
H16 世帯年収(万円) シェア	693 100%	214 3.09%	336 4.86%	409 5.90%	481 6.94%	556 8.03%	639 9.23%	738 10.66%	863 12.45%	1,043 15.06%	1,646 23.77%
H21 世帯年収(万円) シェア	648 100%	195 3.01%	314 4.84%	381 5.87%	445 6.87%	517 7.98%	598 9.23%	692 10.67%	811 12.51%	983 15.17%	1,546 23.85%
H26 世帯年収(万円) シェア	635 100%	193 3.04%	302 4.76%	367 5.77%	432 6.80%	505 7.94%	585 9.20%	678 10.68%	795 12.52%	968 15.23%	1,529 24.07%

(資料) 全国消費実態調査

一般世帯における世帯類型毎の年間収入シェアの分布1－1

■高齢単身世帯

年間収入 十分位階級	構成比(%)	
	16年	21年
第1・十分位	2.6%	2.7%
第2・十分位	4.9%	4.7%
第3・十分位	6.2%	6.0%
第4・十分位	7.3%	7.1%
第5・十分位	8.4%	8.2%
第6・十分位	9.5%	9.3%
第7・十分位	10.7%	10.3%
第8・十分位	12.3%	11.8%
第9・十分位	14.3%	14.5%
第10・十分位	23.7%	25.3%

■夫婦1人世帯

年間収入 十分位階級	構成比(%)	
	16年	21年
第1・十分位	4.2%	4.0%
第2・十分位	5.9%	5.7%
第3・十分位	6.8%	6.7%
第4・十分位	7.7%	7.6%
第5・十分位	8.6%	8.4%
第6・十分位	9.5%	9.4%
第7・十分位	10.7%	10.5%
第8・十分位	12.1%	12.1%
第9・十分位	14.2%	14.3%
第10・十分位	20.2%	21.3%

■若年単身世帯

年間収入 十分位階級	構成比(%)	
	16年	21年
第1・十分位	3.3%	2.8%
第2・十分位	5.3%	5.2%
第3・十分位	6.7%	6.4%
第4・十分位	7.8%	7.4%
第5・十分位	8.9%	8.4%
第6・十分位	9.9%	9.6%
第7・十分位	11.2%	10.8%
第8・十分位	12.7%	12.4%
第9・十分位	14.8%	15.2%
第10・十分位	19.5%	21.8%

■高齢夫婦世帯

年間収入 十分位階級	構成比(%)	
	16年	21年
第1・十分位	3.6%	3.8%
第2・十分位	5.6%	5.8%
第3・十分位	6.5%	6.7%
第4・十分位	7.2%	7.4%
第5・十分位	7.9%	8.1%
第6・十分位	8.6%	8.8%
第7・十分位	9.6%	9.8%
第8・十分位	10.9%	11.2%
第9・十分位	13.2%	13.5%
第10・十分位	26.7%	24.8%

■母子世帯

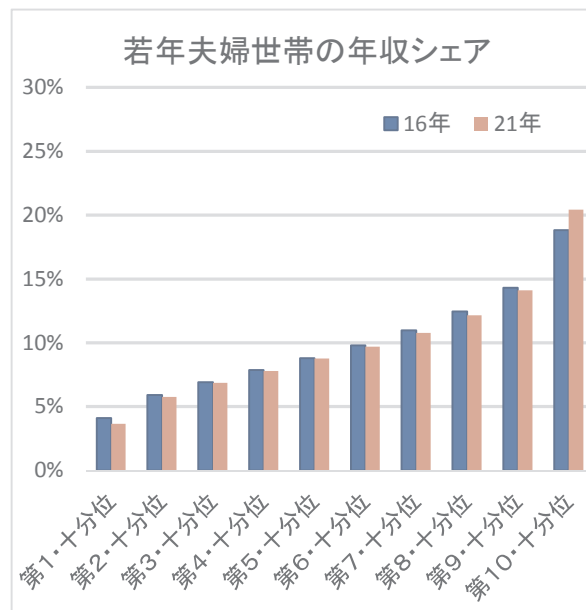
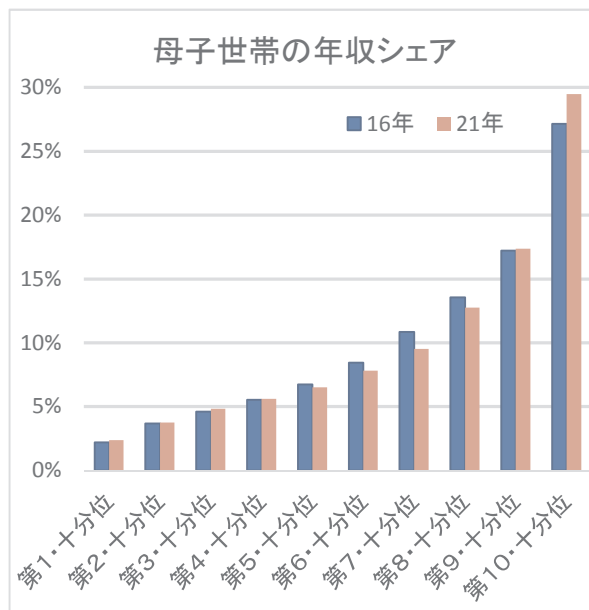
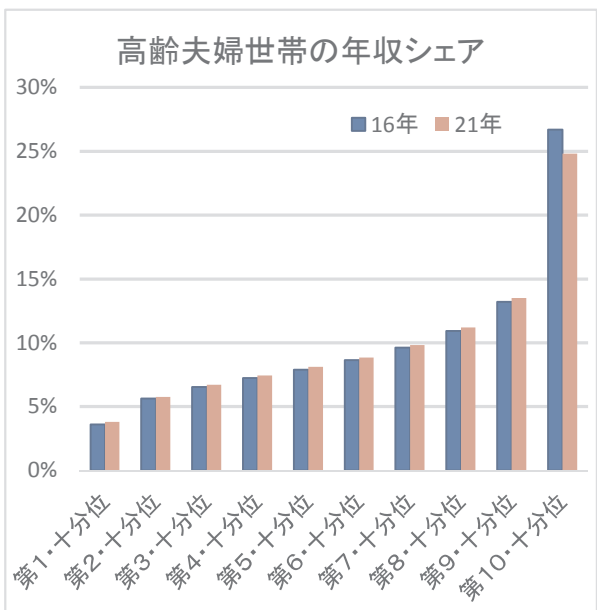
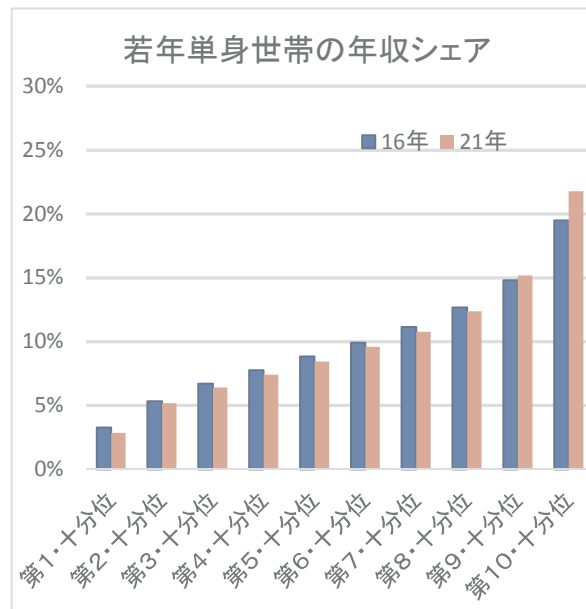
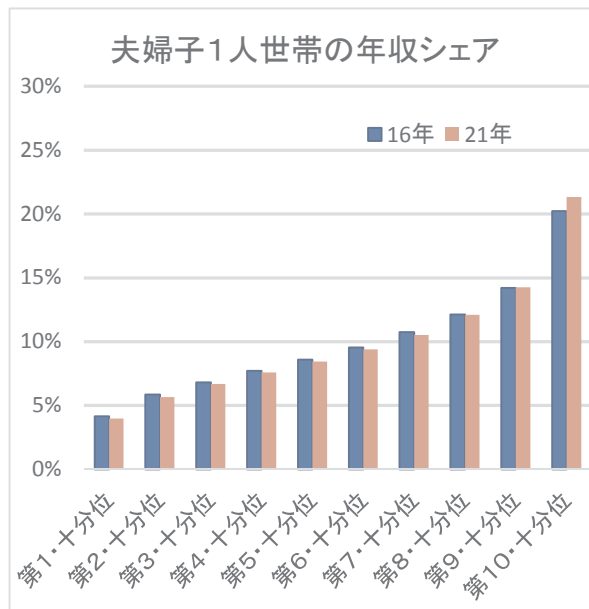
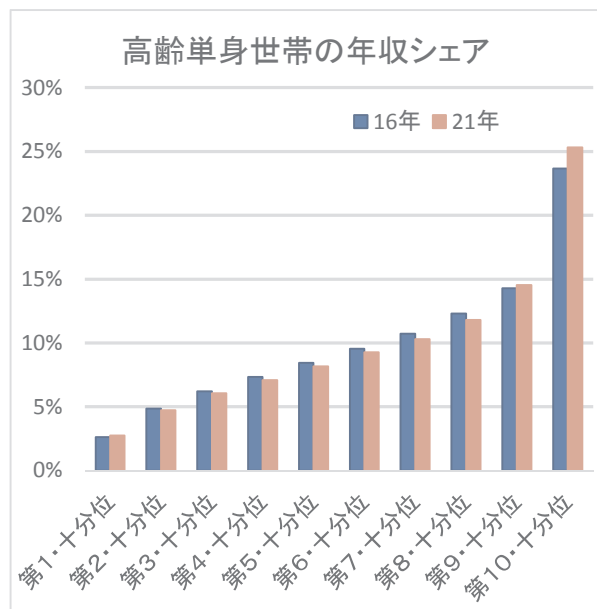
年間収入 十分位階級	構成比(%)	
	16年	21年
第1・十分位	2.2%	2.4%
第2・十分位	3.7%	3.8%
第3・十分位	4.6%	4.8%
第4・十分位	5.5%	5.6%
第5・十分位	6.7%	6.5%
第6・十分位	8.4%	7.8%
第7・十分位	10.9%	9.5%
第8・十分位	13.6%	12.7%
第9・十分位	17.2%	17.4%
第10・十分位	27.2%	29.5%

■若年夫婦世帯

年間収入 十分位階級	構成比(%)	
	16年	21年
第1・十分位	4.1%	3.7%
第2・十分位	5.9%	5.8%
第3・十分位	6.9%	6.9%
第4・十分位	7.9%	7.8%
第5・十分位	8.8%	8.8%
第6・十分位	9.8%	9.7%
第7・十分位	11.0%	10.8%
第8・十分位	12.5%	12.2%
第9・十分位	14.3%	14.1%
第10・十分位	18.8%	20.4%

(注) 各表の年間収入十分位階級は、各世帯類型に属する世帯を母集団として、それぞれに年間収入階級十分位を設定して表したものである。
(資料) 全国消費実態調査(特別集計)

一般世帯における世帯類型毎の年間収入シェアの分布1－2



(注) 各グラフの年間収入十分位階級は、各世帯類型に属する世帯を母集団として、それぞれに年間収入階級十分位を設定して表したもの。

(資料) 全国消費実態調査(特別集計)

一般世帯における世帯類型別の年間収入の比較

	高齢単身 世帯	高齢夫婦 世帯	夫婦子1人 世帯	母子世帯	若者単身 世帯	若者夫婦 世帯
平均年収	243万円	459万円	649万円	382万円	401万円	661万円
年収中央値	202万円	384万円	560万円	266万円	343万円	600万円
年収中央値 の1／2	101万円	192万円	280万円	133万円	172万円	300万円
第1・十分位値	97万円	236万円	326万円	150万円	171万円	337万円

（資料）平成21年全国消費実態調査（特別集計）

一般世帯における年間収入階級別の平均消費水準及び平均年収の推移1－1

2人以上の世帯

		第1・十分位			第1・五分位			第3・五分位		
		平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年
平均消費支出		189,197円 100. 0%	180,578円 100. 0%	177,621円 100. 0%	209,312円 100. 0%	198,765円 100. 0%	194,462円 100. 0%	301,035円 100. 0%	284,559円 100. 0%	280,302円 100. 0%
内 訳	食料	50,370円 26. 6%	48,901円 27. 1%	51,989円 29. 3%	54,375円 26. 0%	52,877円 26. 6%	55,567円 28. 6%	70,474円 23. 4%	66,894円 23. 5%	70,118円 25. 0%
	住居	17,058円 9. 0%	17,819円 9. 9%	14,140円 8. 0%	18,231円 8. 7%	17,390円 8. 7%	15,074円 7. 8%	18,929円 6. 3%	18,557円 6. 5%	19,322円 6. 9%
	光熱・水道	15,759円 8. 3%	15,897円 8. 8%	18,023円 10. 1%	16,337円 7. 8%	16,390円 8. 2%	18,474円 9. 5%	19,220円 6. 4%	18,637円 6. 5%	20,613円 7. 4%
	家具・家事用品	6,713円 3. 5%	6,115円 3. 4%	6,686円 3. 8%	7,046円 3. 4%	6,872円 3. 5%	7,355円 3. 8%	9,520円 3. 2%	9,291円 3. 3%	9,781円 3. 5%
	被服及び履物	6,254円 3. 3%	5,428円 3. 0%	5,295円 3. 0%	7,027円 3. 4%	6,145円 3. 1%	5,837円 3. 0%	12,359円 4. 1%	11,099円 3. 9%	10,370円 3. 7%
	保健医療	10,059円 5. 3%	9,301円 5. 2%	9,460円 5. 3%	11,112円 5. 3%	10,359円 5. 2%	10,400円 5. 3%	12,392円 4. 1%	12,864円 4. 5%	12,188円 4. 3%
	交通・通信	23,439円 12. 4%	23,162円 12. 8%	23,816円 13. 4%	26,550円 12. 7%	26,557円 13. 4%	26,396円 13. 6%	43,795円 14. 5%	43,383円 15. 2%	44,621円 15. 9%
	教育	3,971円 2. 1%	4,503円 2. 5%	2,704円 1. 5%	4,710円 2. 3%	4,417円 2. 2%	2,866円 1. 5%	14,317円 4. 8%	11,863円 4. 2%	11,398円 4. 1%
	教養娯楽	16,991円 9. 0%	16,865円 9. 3%	14,940円 8. 4%	19,698円 9. 4%	19,828円 10. 0%	17,439円 9. 0%	30,607円 10. 2%	30,718円 10. 8%	27,936円 10. 0%
	その他	38,582円 20. 4%	32,585円 18. 0%	30,568円 17. 2%	44,228円 21. 1%	37,750円 19. 0%	35,054円 18. 0%	69,420円 23. 1%	61,254円 21. 5%	53,956円 19. 2%
平均年収		214万円	195万円	193万円	275万円	254万円	247万円	598万円	558万円	545万円

(資料) 全国消費実態調査

一般世帯における年間収入階級別の平均消費水準及び平均年収の推移1－2

2人以上の世帯のうち勤労者世帯

		第1・十分位			第1・五分位			第3・五分位		
		平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年
平均消費支出		205,261円 100. 0%	198,750円 100. 0%	198,490円 100. 0%	225,317円 100. 0%	216,725円 100. 0%	215,795円 100. 0%	319,047円 100. 0%	309,559円 100. 0%	300,709円 100. 0%
内 訳	食料	50,491円 24. 6%	48,026円 24. 2%	52,139円 26. 3%	54,092円 24. 0%	51,912円 24. 0%	55,558円 25. 7%	73,261円 23. 0%	68,895円 22. 3%	71,587円 23. 8%
	住居	23,483円 11. 4%	23,408円 11. 8%	21,165円 10. 7%	23,989円 10. 6%	22,605円 10. 4%	20,473円 9. 5%	16,683円 5. 2%	18,737円 6. 1%	19,061円 6. 3%
	光熱・水道	15,415円 8. 3%	15,616円 8. 8%	17,725円 10. 1%	15,999円 7. 8%	16,193円 8. 2%	18,179円 9. 5%	19,299円 6. 4%	18,731円 6. 5%	20,257円 7. 4%
	家具・家事用品	6,101円 3. 5%	5,949円 3. 4%	6,618円 3. 8%	6,744円 3. 4%	6,697円 3. 5%	7,253円 3. 8%	9,519円 3. 2%	9,123円 3. 3%	9,746円 3. 5%
	被服及び履物	7,471円 3. 3%	6,653円 3. 0%	6,494円 3. 0%	8,277円 3. 4%	7,534円 3. 1%	7,224円 3. 0%	13,723円 4. 1%	12,665円 3. 9%	12,215円 3. 7%
	保健医療	8,659円 5. 3%	7,819円 5. 2%	8,015円 5. 3%	9,424円 5. 3%	8,971円 5. 2%	9,123円 5. 3%	11,369円 4. 1%	12,112円 4. 5%	11,408円 4. 3%
	交通・通信	30,489円 14. 9%	32,750円 16. 5%	32,952円 16. 6%	35,093円 15. 6%	35,047円 16. 2%	36,490円 16. 9%	47,849円 15. 0%	50,606円 16. 3%	51,818円 17. 2%
	教育	8,386円 4. 1%	9,380円 4. 7%	7,205円 3. 6%	9,486円 4. 2%	9,341円 4. 3%	8,332円 3. 9%	20,230円 6. 3%	19,868円 6. 4%	19,612円 6. 5%
	教養娯楽	16,584円 8. 1%	15,888円 8. 0%	14,875円 7. 5%	18,608円 8. 3%	18,796円 8. 7%	17,173円 8. 0%	31,796円 10. 0%	31,655円 10. 2%	28,298円 9. 4%
	その他	38,182円 18. 6%	33,261円 16. 7%	31,302円 15. 8%	43,604円 19. 4%	39,628円 18. 3%	35,990円 16. 7%	75,317円 23. 6%	67,166円 21. 7%	56,707円 18. 9%
平均年収		272万円	256万円	261万円	341万円	322万円	325万円	677万円	646万円	644万円

(資料) 全国消費実態調査

検証作業に関する主な調査データ

	全国消費実態調査(総務省)	家計調査(総務省)	被保護者調査(厚労省)	社会保障生計調査(厚労省)	家庭の生活実態及び生活意識調査(厚労省)
目的	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供する。	被保護世帯等の受給状況、実態、特に保護の決定状況、世帯員の状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護受給世帯の家計の実態を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。
調査対象	約56,400世帯 (うち単身は約4,700世帯)	約9,000世帯	約1,600,000世帯 (生保護受給世帯全数)	約1,110世帯	約32,800世帯(一般) 約1,110世帯(生保)
主な調査事項	・収入 ・支出 ・主要耐久消費財等 ・貯蓄 ・借入金残高 ・世帯 ・住居	・収入 ・支出 ・購入頻度 ・貯蓄 ・負債現在高 ・世帯 ・住居	○月次調査 世帯数、人員数、扶助の種類、世帯類型、保護の開廃等 ○年次調査 加算、控除、年金、保護の決定状況、世帯員の状況等	・収入 ・支出 ・世帯 ・就労の状況 ・在学の状況 ・保護の決定状況 ・加算の受給状況	・家庭の状況 ・家庭の生活実態及び生活意識(普段の生活、耐久材の保有状況、生活の満足度、レジャーや社会参加など)
直近の調査時期	○2人以上世帯 平成26年9～11月 ○単身世帯 平成26年10・11月	毎月	○月次調査 毎月 ○年次調査 平成27年7月	平成27年度	平成28年7月予定
直近データの 使用可能な時期	平成28年末頃までに総務省からデータ入手し、入手次第特別集計を開始予定 ※家計調査については、平成22年から平成26年分のデータの入手を予定		○月次調査 調査時から約3ヶ月以降(速報値) ○年次調査 平成28年秋頃の予定	平成29年度明けの予定 ※平成26年度分は使用可能	平成28年度末の予定 ※所得階級別の集計は、平成29年秋頃の予定

平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の実施について

（調査の概要）

- 次期生活保護基準の検証及び生活保護制度全般を予断無く検証するため、一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を明らかにし、生活保護世帯と一般世帯のうち低所得世帯の生活実態の比較等を行うことにより、今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料とする。

（調査の対象）

- 一般世帯・・・平成28年国民生活基礎調査の所得票を実施した世帯のうち1,640単位区約30,000世帯
- 生活保護世帯・・・平成28年度社会保障生計調査の調査世帯となっている生活保護世帯1,110世帯全て。

（調査の内容）

- 家庭の状況、普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、レジャーや社会参加、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育

（調査実施日）

- 平成28年7月14日（木）。一般世帯は国民生活基礎調査（所得票）と同時実施。ただし、生活保護世帯は社会保障生計調査（平成28年7月分）と同時実施

（集計及び結果の公表等）

- 電子計算機により集計を行い、その結果は「平成28年家庭の生活実態及び生活意識」に関する調査報告書」として公表する。

論点② 一般国民の消費水準との比較の方法として、多様な世帯類型の消費特性を踏まえる上で、どのようなものが考えられるか。

これまでの経緯

- 平成19年検証では、勤労3人世帯(33歳、29歳、4歳)及び単身世帯(60歳以上)を標準世帯と考え、それらの世帯の生活扶助基準と第1・十分位の消費水準の比較をして検証を行った。
- 平成24年検証では、特定の世帯類型を設定せずに、第1・十分位に属する世帯全体のデータを用いて年齢、世帯人員、級地別に消費水準の差を回帰分析等を用いて指数化し、生活扶助基準との比較検証を行った。この手法については、本部会報告書において透明性の高い一つの妥当な手法であるとの評価がなされている。

検討方針(案)

- 平成29年検証における生活扶助基準の水準の検証は、平成24年検証における消費水準の指数化を行う手法を生かす形で行うこととしてはどうか。

【具体的な内容】

- 平成24年検証の手法は、年齢、世帯人員、級地別の消費水準を推計して生活扶助基準に反映させるものであり、世帯類型にかかわらず比較対象とする一般国民の消費水準との均衡が図られる方法と言えるのではないか。
- このため、生活扶助基準の水準の検証は、例えば、特定の世帯類型を設定せずに、比較対象とする一般国民の一人当たりの消費水準と一人当たりに換算した生活扶助基準額を比較するなど、平成24年検証の手法を生かす形で行うこととしてはどうか。また、この場合には、様々な世帯類型別に、一般国民の消費水準と平成24年検証の手法により算出した生活扶助基準額を確認的に比較してはどうか。
- 平成24年検証における消費水準の指数化の手法の細部について、必要に応じて改善を加えてはどうか。

平成24年検証における生活扶助基準の指数展開について

平成24年検証における生活扶助基準の指数展開を再現すると、以下のとおりとなる。

1. 年齢体系(第1類費)

第1・十分位に属する世帯のデータを用いて回帰分析を行うことにより、各年齢区分の第1類費相当の消費支出の理論値を算出し、指数化。

○ 年齢区分別消費支出(第1類費)(60～69歳を1とした指数)

0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳以上
0.78	0.81	0.82	0.86	0.87	0.96	1.00	0.84

2. 世帯人員体系

世帯人員別に第1・十分位における平均消費支出額を求めて指数化。なお、第1類費相当の消費支出については、年齢体系で求めた指数を用いて年齢構成が異なることによる消費への影響を除去している。

○ 世帯人員別消費支出(単身世帯を1とした指数)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費	1.00	1.54	2.01	2.34	2.64
第2類費	1.00	1.34	1.67	1.75	1.93

3. 地域(級地)差

級地毎に第1・十分位に属する世帯の平均消費支出額を求めて指数化。なお、第1類費相当の消費支出については、世帯人員体系と同様に、年齢構成の差による消費への影響を除去。さらに、第1類費・第2類費相当合計の消費支出については、世帯人員体系で求めた指数を用いて世帯人員数による消費への影響を除去している。

○ 級地別消費支出(1級地-1を1とした指数)

1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84

平成24年検証における生活扶助基準の指数展開について(続)

4. 第1類費の基準額表(指数)について

年齢区分別、級地別の指数については、1および3で求めた各指数を掛け合わせることで算出

	1級地-1 (1.00)	1級地-2 (0.96)	2級地-1 (0.90)	2級地-2 (0.90)	3級地-1 (0.87)	3級地-2 (0.84)
0～2歳 (0.78)	0.78	0.75	0.70	0.70	0.68	0.66
3～5歳 (0.81)	0.81	0.78	0.73	0.73	0.70	0.68
6～11歳 (0.82)	0.82	0.79	0.74	0.74	0.71	0.69
12～19歳 (0.86)	0.86	0.83	0.77	0.77	0.75	0.72
20～40歳 (0.87)	0.87	0.84	0.78	0.78	0.76	0.73
41～59歳 (0.96)	0.96	0.92	0.86	0.86	0.84	0.81
60～69歳 (1.00)	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84
70歳以上 (0.84)	0.84	0.81	0.76	0.76	0.73	0.71

5. 第2類費の基準額表(指数)について

世帯人員別、級地別の指数については、2および3で求めた各指数を掛け合わせることで算出

	1級地-1 (1.00)	1級地-2 (0.96)	2級地-1 (0.90)	2級地-2 (0.90)	3級地-1 (0.87)	3級地-2 (0.84)
単身世帯 (1.00)	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84
2人世帯 (1.34)	1.34	1.29	1.21	1.21	1.17	1.13
3人世帯 (1.67)	1.67	1.60	1.50	1.50	1.45	1.40
4人世帯 (1.75)	1.75	1.68	1.58	1.58	1.52	1.47
5人世帯 (1.93)	1.93	1.85	1.74	1.74	1.68	1.62

※ 基準額の反映に当たっては、激変緩和の観点から、見直しの影響を一定程度に抑えた反映を行っているため、表4及び5中の指数と実際の基準額を指数化した値とは一致しない。

生活扶助の検証における「標準世帯」について

標準世帯の意義

- (a) 生活扶助基準の改定に際して生活扶助基準の基軸となる世帯(夫婦子一人の標準3人世帯(夫33歳、妻29歳、子4歳))として利用
- (b) 国民に生活保護の基準を分かりやすく説明する際にモデルを設定して利用
→ (b)は、標準3人世帯以外に単身世帯等も示しているため、実質的には(a)の役割が強い。

生活扶助基準に関する検討会報告書(抄) 平成19年11月30日

仮に生活扶助基準の体系が消費実態と整合性が取れているのであれば、現行のように、必ずしも標準3人世帯を基軸として基準額を設定する方式をとる必要はなく、また要保護者の保護の基準の設定という点では、複数人数世帯より単身世帯に着目して生活扶助基準を設定することが可能である。

※ 平成19年検証においては、夫婦子一人の標準3人世帯だけではなく、単身世帯についても水準の評価・検証が行われた。

基準の展開について

- 平成24年検証においては、第1・十分位に属するすべての世帯のデータを用いてその消費実態を年齢、世帯人員、級地別に指数化し、その指数に生活扶助基準額を近づけることにより、一般低所得世帯における消費実態との整合性を図った。

論点③ 生活扶助基準における新たな検証手法の検討をどのように進めていくのか。

これまでの経緯

- 平成24年検証において、現行の水準均衡方式は、経済状況により一般世帯の生活水準が変動するとそれに合わせて変動する方式であり、経済変動によっては基準の低下ということが起こり得ることから、新たな検証手法の検討が必要である旨、報告書に盛り込まれた。その後、本部会において議論を行ったが、具体的な検討には至っていない状況である。
- 本部会の議論の中で、新たな検証手法の検討に当たっては中長期的に検討を進めるべきではないかという意見があった。

検討方針(案)

- 生活保護法により保障する「最低限度の生活」の水準の考え方について中長期的に検討を行っていくため、調査研究事業を行うこととしてはどうか。
- 仮に調査研究事業を行うこととした場合、生活保護法により保障する「最低限度の生活」の水準の考え方を検討するに当たり、例えば以下のような論点があると考えられる。
 - ・ 最低生活に必要なものの内容及びその水準
 - ・ 収入の制約による消費への影響の考慮方法 等

これまで委員から報告された検証手法の概要

	マーケットバスケット方式	実態消費アプローチ	MIS手法	主観的最低生活費
概要	最低限必要な物量を1つ1つ積み上げて最低生活費を算出する方法。	赤字黒字分岐点と消費水準の抵抗線(家計がそれまでの消費パターンを維持しようと消費低下に抵抗する水準)に注目して最低生活費を算出する方法。	属性に近い一般市民が最低生活に必要なものを議論して決定。	一般市民を対象に、両極端の質問(①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か、②つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るためにいくら必要か)を行い、主観的な最低生活費の幅を検証。
特徴	具体的な内訳があり、その妥当性の判断が理解しやすい。	家計の法則を用いて、実態生計から最低生活費を導くことができる。	一般市民自らが最低生活に必要なものを選定する点で、国民の理解が得られやすい。	一般市民自らが主観的最低生活費を選定する点で、国民の理解が得られやすい。
課題等	恣意性をどこまで排除できるのか。(選定する最低生活品目など)	世帯類型などの特定の条件を満たしうる詳細な収入階級別のデータサンプルをどのように確保するのか。	恣意性をどこまで排除できるのか。(調査対象者の選定、選定する最低生活品目など)	恣意性をどこまで排除できるのか。(調査対象者の選定、選定する最低生活品目など)

参考資料

論点① 一般国民の消費水準として用いる所得階層の設定関係 ……20p

論点② 比較対象とする一般国民の消費水準の比較方法の設定関係 …42p

昭和58年中央社会福祉審議会意見具申における変曲点について

生活扶助基準について

- 現行の生活扶助基準の改定は、政府経済見通しの民間最終費支出の伸びを基礎として、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定することとしており、これは昭和58年12月の中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえたものである。
- 具体的には、この民間最終消費支出の伸びを基礎として、生活扶助以外の対象となる家賃等を除外するとともに、人口増減の影響を調整して改定率を設定している。

生活扶助基準及び加算のあり方について（意見具申）－抜粋－

（昭和58年12月23日 中央社会福祉審議会）

1 生活扶助基準の評価

- (3)・・・、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。

しかしながら、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び低所得者世帯の生活実態を常時把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

2 生活扶助基準改定方式

- (1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定すべきであり、生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である。
- (2) また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。

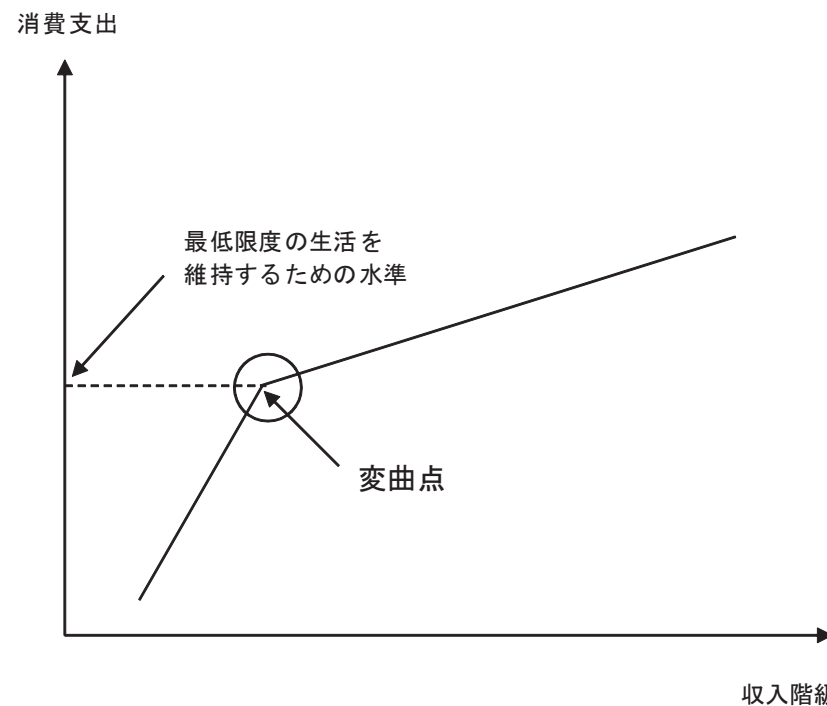
なお、賃金や物価はそのまま消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

家計調査特別集計結果の分析による生活保護基準の水準の検証について

- 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであることは既に認められており、この点については昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申においても言及されているところである。
- 生活保護基準の水準評価については、同意見具申において、当時の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達しているとの評価を受けたところであり、その水準の検証に当たっては、「変曲点」という概念を用いたものである。

(変曲点について)

- ・ 収入階級ごとの消費支出額を比較すると、所得の減少に伴って、消費支出はゆるやかに減少するものであるが、ある所得階層以下になると、それまでのゆるやかな低下傾向と離れて、急激に下方へ変曲する所得分位あることが認められる。これを「変曲点」と解釈する。
- ・ 社会的に必要不可欠な消費水準があると仮定すると、所得が減っていても、この消費水準を維持しようとするが、ある水準の所得を超えて低くなると、この消費水準を維持できなくなり、急激に消費水準が低下するため、このような「変曲点」が生じると解釈できる。この変曲点を境として、以下の水準では最低生活を営むことが難しくなるものと考えられる。



収入階級

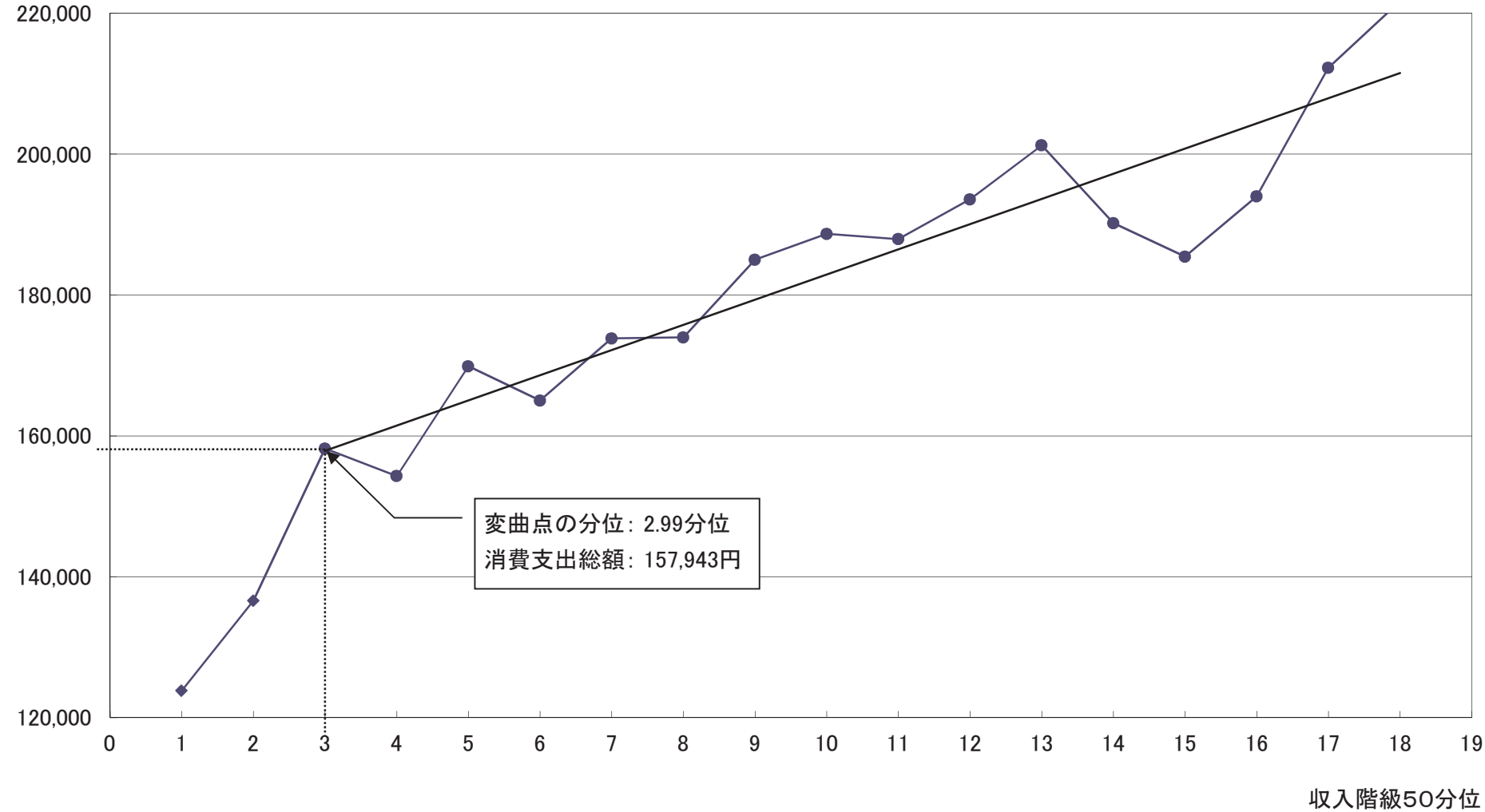
第2回(H23. 5. 24)
社会保障審議会生活保護
基準部会資料(抜粋)

平成15年9月30日
第2回生活保護制度の在り方
に関する専門委員会 資料

昭和54年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者4人(有業1人)世帯)

昭和54年
消費支出総額

消費支出額(円)



勤労者3人世帯における変曲点の導出

【消費支出額の傾向から設ける仮定】

○勤労者3人世帯（夫婦子1人世帯）における収入階級別にみた消費支出額に係るグラフは次頁図1のとおりである。

○消費支出額の傾向から、変曲点が第3／50分位～第5／50分位付近に存在するものと仮定する。 ※注1

【変曲点及び消費支出額の算出】

○第3／50分位、第4／50分位、第5／50分位とそれぞれ仮定した場合における変曲点及び消費支出額の算出については右記のとおりである。

※注2

(注1)

また、第12／50分位を上回ると、消費支出額は暫くほぼ同じ額で推移する傾向がみられることから、これ以降の分位では傾向が異なるものと考えて、第3～第5／50分位から第12／50分位が同じ傾向を有していると仮定する。

(注2)

ここでは、上記で設定された第3～第5／50分位以下及び第3～第5／50分位から第12／50分位の間で推計した相関式を連立方程式とし、ここから両者の交点を求め、これを変曲点における分位とする。

[変曲点の算出結果]

変曲点が存在すると 仮定した分位	第3／50分位	第4／50分位	第5／50分位
変曲点における分位	3. 70／50分位	3. 61／50分位	3. 32／50分位
変曲点における消費 支出額	216,746 円	217,901 円	214,096 円

(参 考)

＜第3／50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合＞

$$\begin{aligned}
 1 \sim 3/50 \text{分位} \quad y &= 9,892.5 \ x + 180,118 \quad (\text{相関係数} = 0.9607) \\
 3 \sim 12/50 \text{分位} \quad y &= 6,297.5 \ x + 193,429 \quad (\text{相関係数} = 0.6466) \\
 &3,595.0 \ x = 13,311 \\
 &x = 3.70 \\
 \text{よって } y &= 216,746
 \end{aligned}$$

＜第4／50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合＞

$$\begin{aligned}
 1 \sim 4/50 \text{分位} \quad y &= 10,975 \ x + 178,315 \quad (\text{相関係数} = 0.9806) \\
 4 \sim 12/50 \text{分位} \quad y &= 5,990.7 \ x + 196,293 \quad (\text{相関係数} = 0.5492) \\
 &4,984.3 \ x = 17,978 \\
 &x = 3.61 \\
 \text{よって } y &= 217,901
 \end{aligned}$$

＜第5／50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合＞

$$\begin{aligned}
 1 \sim 5/50 \text{分位} \quad y &= 10,505 \ x + 179,253 \quad (\text{相関係数} = 0.9874) \\
 5 \sim 12/50 \text{分位} \quad y &= 6,316.3 \ x + 193,146 \quad (\text{相関係数} = 0.4888) \\
 &4,188.7 \ x = 13,893 \\
 &x = 3.32 \\
 \text{よって } y &= 214,096
 \end{aligned}$$

I 勤労者3人（夫婦子1人）世帯における消費実態と生活保護基準との比較について

家計調査特別集計（平成8年～12年平均）

（単位：月額・円）

年間収入階級	全 体 平 均	第1～10 ／50分位平均 （第1／5分位）	第1～5 ／50分位平均 （第1／10分位）	第3～5 ／50分位平均	第1～2 ／50分位平均
消費支出額	311,619	224,400	210,769	220,925	195,535
生活扶助相当支出額	207,013	146,126	137,708	143,807	128,559
食 料 費	66,170	50,605	48,893	50,241	46,871
（エンゲル係数）	21.2%	22.6%	23.2%	22.7%	24.0%
教養娯楽費と交通・通信費と 交際費の合計	51,118	33,439	30,769	32,755	27,789

注1 生活扶助相当支出額とは、消費支出額の全体から、生活保護制度中の生活扶助以外の扶助に該当するもの（家賃・地代等＝住宅扶助、教育費＝教育扶助、医療診療代＝医療扶助等）、生活保護制度で基本的に認められない支出に該当するもの（自動車関連経費等）、被保護世帯は免除されているもの（NHK受信料）、最低生活費の範疇になじまないもの（家事使用人給料、仕送り金等）を除いたものである。

注2 交際費は「その他の消費支出」の一部である。

（単位：月額・円）

生活保護基準（平成8年～12年平均）	
生活保護基準額	186,444
生活扶助基準額と 勤労控除額との合計	164,008
うち 生活扶助基準額	143,409
うち 勤労控除額	20,599

※ 勤労控除は就労に伴う必要経費を控除するものであり、控除額は就労収入によって異なる。
（15年度上限額：33,260円・収入額8,000円までは全額控除）
なお、上記の勤労控除額 20,599円は、平成8年～12年までの平均控除額である。

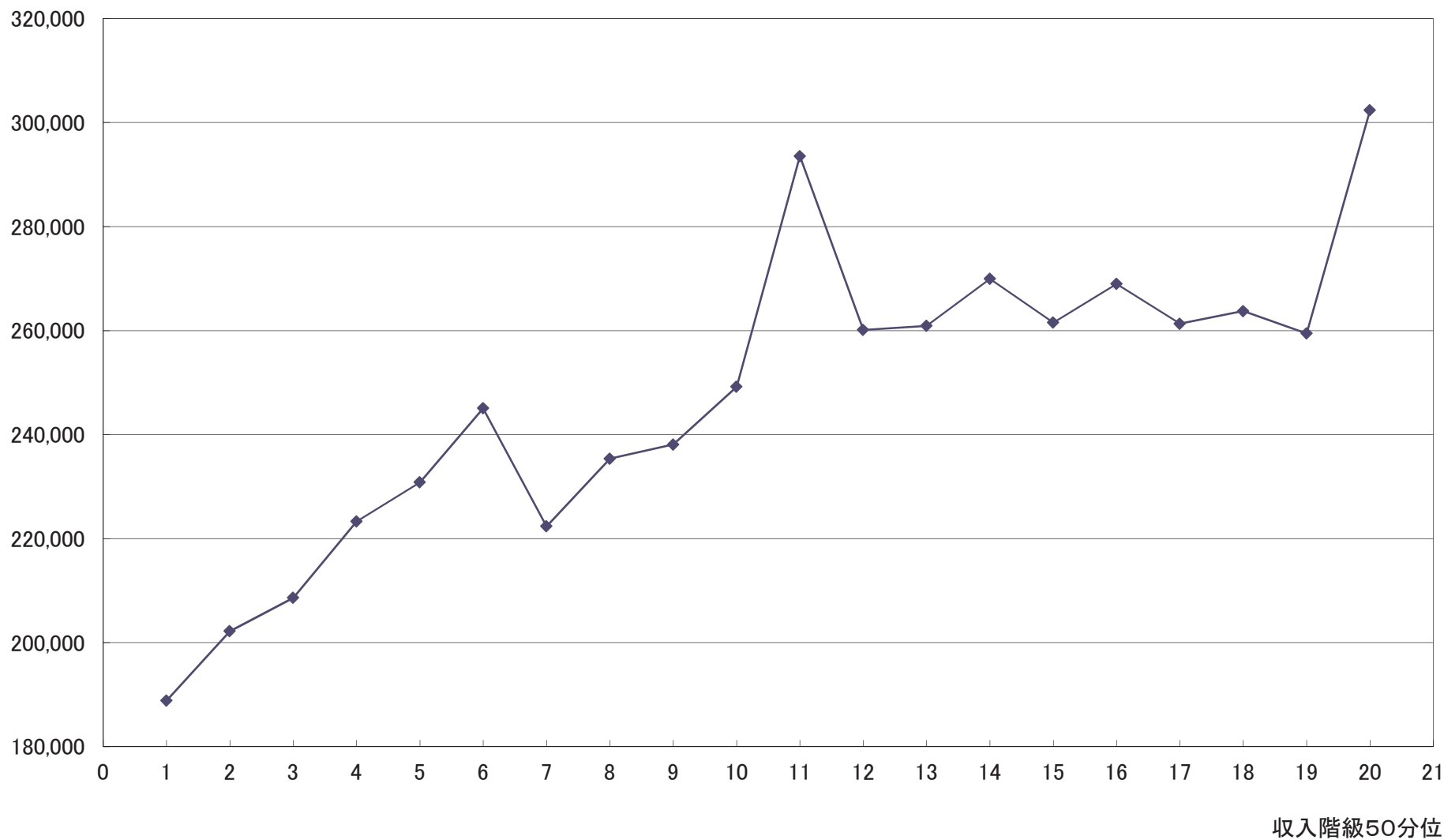
◎ 第1～2／50分位と他の分位との間で消費支出額（生活扶助相当）の格差が大きい主な費目 （詳細別紙）

- ・食 料 外食・調理食品（1類費）
- ・被服及び履物 洋服（1類費）
- ・教養娯楽 教養娯楽サービス等（1類費・2類費）
- ・交通・通信 通信費（2類費）
- ・その他消費支出 こづかい（1類費）

平成8～12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者3人(夫婦子1人)世帯)

消費支出総額

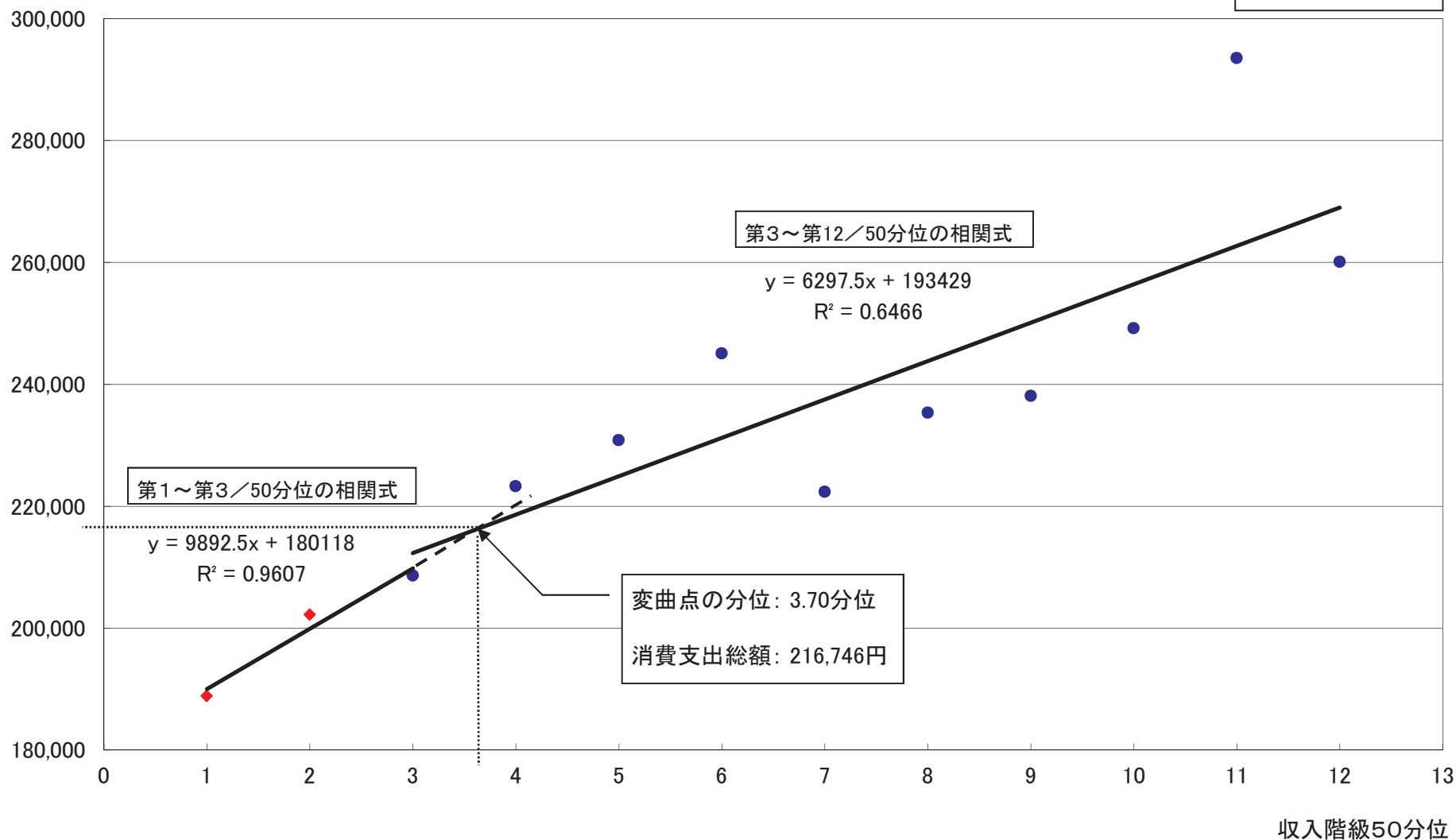
消費支出額(円)



平成8～12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者3人(夫婦子1人)世帯) <第1～第12/50分位>

3. 70分位
消費支出総額

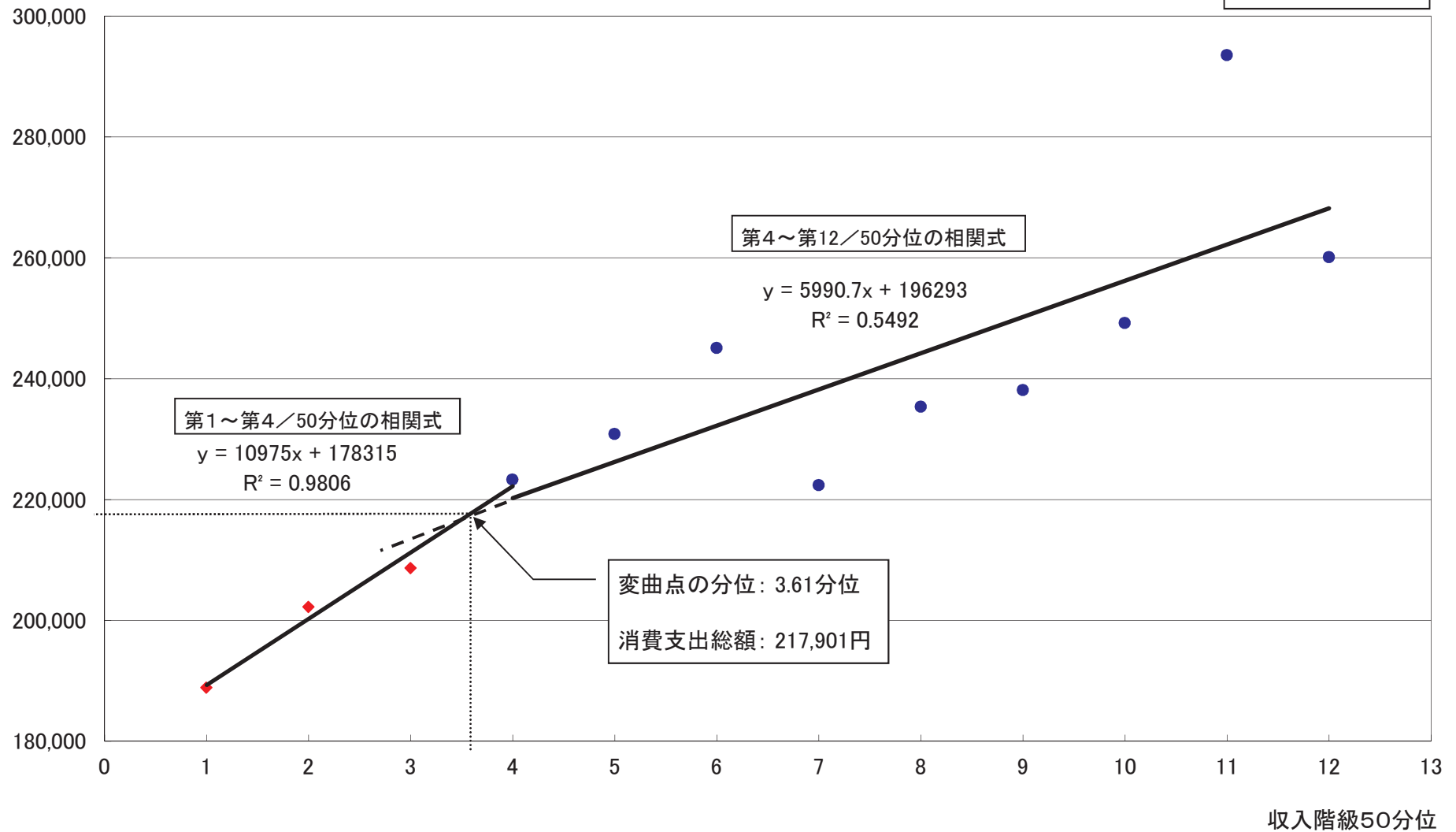
消費支出額(円)



平成8～12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
 (勤労者3人(夫婦子1人)世帯) <第1～第12/50分位>

3. 61分位
 消費支出総額

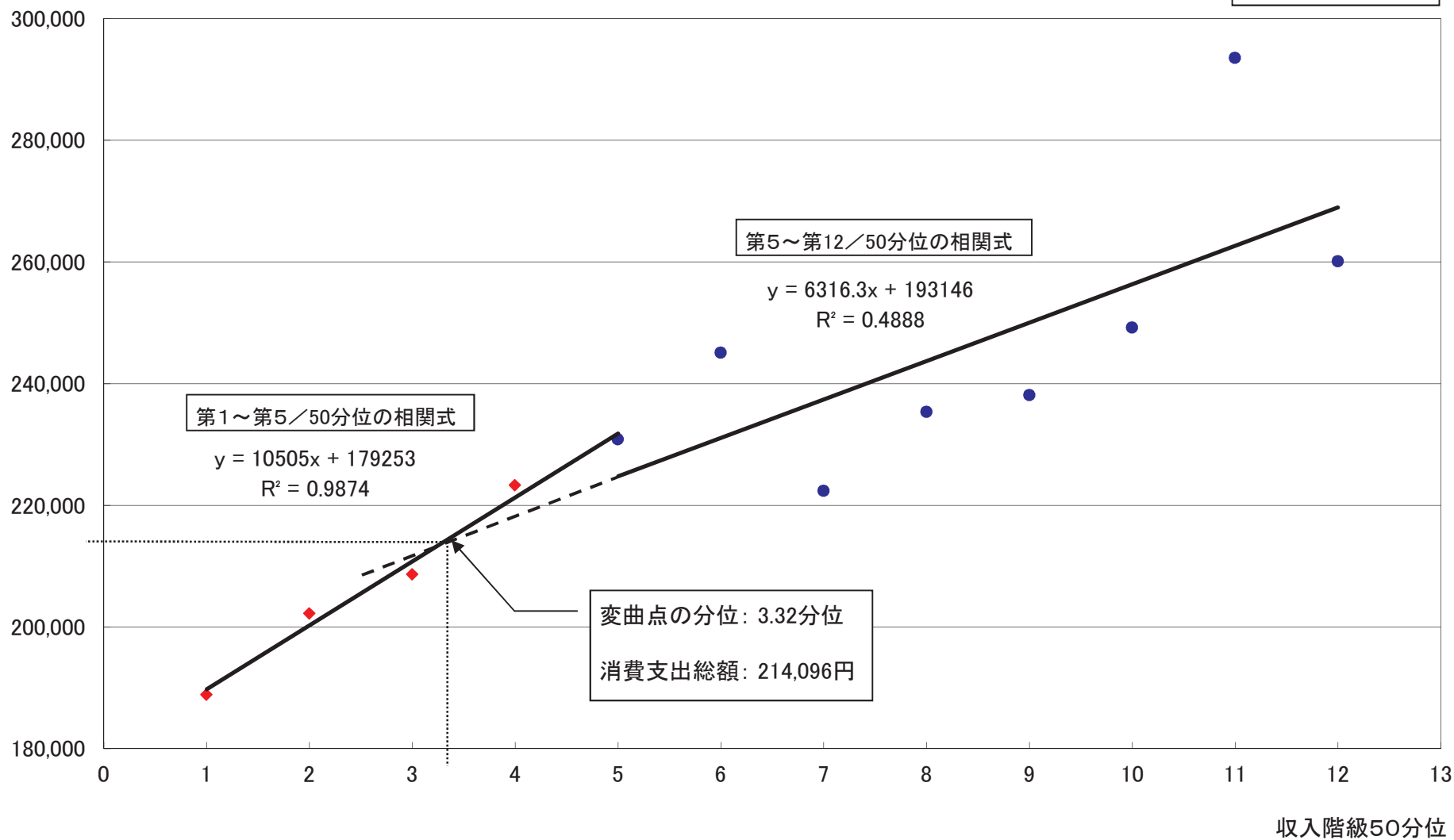
消費支出額(円)



平成8～12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者3人(夫婦子1人)世帯) <第1～第12/50分位>

3. 32分位
消費支出総額

消費支出額(円)



第3・五分位に対する第1・十分位の消費水準について

各十分位及び各五分位別に消費水準を比較すると、第1・十分位の消費水準は、平均的な所得階層である第3・五分位の消費水準の約6割に達している。

世帯類型	第1・十分位の生活扶助相当支出 ／第3・五分位の生活扶助相当支出
20～59歳の単身有業世帯	68%
60歳以上の単身世帯	64%
60歳以上の夫婦世帯	62%
夫婦と18歳未満の子1人の有業世帯	66%
夫婦と18歳未満の子2人の有業世帯	71%

(資料) 平成21年全国消費実態調査(特別集計)

耐久財の保有状況等について

第11回(H24. 11. 9)
社会保障審議会生活保護
基準部会資料(抜粋)

一般市民の過半数が必要であると考えている必需品(右表)については、第1十分位と第3五分位の普及率(左表)に概ね差がなく、必需品が充足されている状況が確認された。

1. 総世帯

・生活実態調査項目の普及率の比較

項目 No.		第1十分位・第3五分位層 における普及率(注)		
		全消第1十分 位相当(x)	全消第3五分 位相当(y)	(x/y)
	集計世帯数→	n=3,289	n=3,508	
1	少なくとも年に1, 2回程度は下着を購入	99%	100%	0.99
2	必要なとき医者にかかる	90%	97%	0.93
3	必要なとき歯医者にかかる	71%	87%	0.81
4	風邪をひいたとき医者にかかるか市販薬を飲む	90%	95%	0.94
5	冷蔵庫	98%	99%	0.98
6	自動炊飯器	91%	95%	0.96
7	洗濯機	97%	99%	0.98
8	カラーテレビ	96%	99%	0.98
9	電気掃除機	95%	99%	0.96
10	親族の冠婚葬祭に少なくともときどきは出席	84%	95%	0.88
11	トイレが世帯専用である	96%	98%	0.98
12	台所が世帯専用である	96%	98%	0.98
13	浴室が世帯専用である	91%	97%	0.94
14	全員に十分なふとんがある	93%	97%	0.96
15	生命保険(年金含む)に加入	55%	88%	0.62

一般市民		
項目 No.	項目	「必要」と回答 した割合
	集計世帯数→	n=1,409
1	新しい下着(1年に1回以上)	60%
2	必要な時に医者にかかること	95%
3	必要な時に歯医者にかかること	93%
4	風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬	68%
5	冷蔵庫／冷凍庫	89%
6	炊飯器	75%
7	洗濯機	83%
8	テレビ	65%
9	掃除機	69%
10	親戚の冠婚葬祭への出席(ご祝儀等を含む)	53%
11	家族専用のトイレ	66%
12	家族専用の炊事場(キッチン)	68%
13	家族専用の浴室(お風呂・シャワー)	68%
14	家族人数分のベッドまたは布団	78%
15	生命保険等(死亡・障害・病気など)	58%
16	年金保険料の支払い／年金受給	75%

資料：(左表)平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(厚生労働省保護課)

(右表)2011年社会的必需品調査(厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究(研究代表者 阿部彰)の一環として行われたもの)

※上記の項目は「2011年社会的必需品調査」(n=1409, インターネット調査、2011年3月実施、対象20歳以上)によって、回答者の50%以上が「必要であり、入手することができるべきである」と答えた項目。これらの項目は「社会的必需品(Socially Perceived Necessities)」と理論づけられる。

(注) **普及率** = ある・もっている・している世帯数 / (全世帯数 - 必要ない・したくないからない・持っていない・しない世帯数) [選好欠如が考えられる項目の場合]
= はい(欠如していない) と答えた世帯数 / 全世帯数 [選好欠如が考えられない項目の場合]

(参考) 2011年社会的必需品調査における質問

問 現在の日本の社会において、すべての人にあてはまる生活水準についてお聞きします。
次の(1)～(67)の各項目は、現代の社会生活をおくるために、必要であり、すべての人が得ることができるべきだと思いますか。
以下の3つの選択肢の中から、最もあなたの考えに近いものをつだけ選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

耐久財の保有状況等について

2. 夫婦と子1人

・生活実態調査項目の普及率の比較

項目 No.		第1十分位・第3五分位層 における普及率(注)		
		全消第1十分 位相当(x)	全消第3五分 位相当(y)	(x/y)
	集計世帯数→	n=153	n=196	
1	少なくとも年に1, 2回程度は下着を購入	98%	99%	0.99
2	必要なとき医者にかかる	94%	96%	0.97
3	必要なとき歯医者にかかる	81%	90%	0.90
4	風邪をひいたとき医者にかかるか市販薬を飲む	96%	95%	1.02
5	冷蔵庫	99%	98%	1.01
6	自動炊飯器	93%	96%	0.97
7	洗濯機	99%	98%	1.01
8	カラーテレビ	99%	98%	1.01
9	電気掃除機	99%	99%	1.00
10	親族の冠婚葬祭に少なくともときどきは出席	92%	95%	0.97
11	トイレが世帯専用である	98%	99%	0.99
12	台所が世帯専用である	98%	98%	1.00
13	浴室が世帯専用である	94%	97%	0.97
14	全員に十分なふとんがある	96%	96%	1.01
15	生命保険(年金含む)に加入	83%	89%	0.93

一般市民		
項目 No.	項目	「必要」と回答 した割合
	集計世帯数→	n=1,409
1	新しい下着(1年に1回以上)	60%
2	必要な時に医者にかかること	95%
3	必要な時に歯医者にかかること	93%
4	風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬	68%
5	冷蔵庫／冷凍庫	89%
6	炊飯器	75%
7	洗濯機	83%
8	テレビ	65%
9	掃除機	69%
10	親戚の冠婚葬祭への出席(ご祝儀等を含む)	53%
11	家族専用のトイレ	66%
12	家族専用の炊事場(キッチン)	68%
13	家族専用の浴室(お風呂・シャワー)	68%
14	家族人数分のベッドまたは布団	78%
15	生命保険等(死亡・障害・病気など)	58%
16	年金保険料の支払い／年金受給	75%

資料：(左表)平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(厚生労働省保護課)

(右表)2011年社会的必需品調査(厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究
 (研究代表者 阿部彰)の一環として行われたもの

※上記の項目は「2011年社会的必需品調査」(n=1409, インターネット調査、2011年3月実施、対象20歳以上)によって、回答者の50%以上が「必要であり、入手することができると答えた項目。これらの項目は「社会的必需品(Socially Perceived Necessities)」と理論づけられる。

(注) **普及率** = ある・もっている・している世帯数 / (全世帯数 - 必要ない・したくないからない・持っていない・しない世帯数) [選好欠如が考えられる項目の場合]
 = はい(欠如していない)と答えた世帯数 / 全世帯数 [選好欠如が考えられない項目の場合]

隣接十分位間の世帯の消費の統計解析

1. 夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯の場合の生活扶助相当支出の分散分析

- 夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯の第5・十分位以下の各世帯年収第1・十分位における生活扶助相当支出をみると、下の分位ほど生活扶助相当支出が低い状況が見られるが、分散分析によりこの有意差の度合いをみたところ、次のようになる。

分析対象	F 値
第1・十分位と第2・十分位の間	31.3
第2・十分位と第3・十分位の間	10.0
第3・十分位と第4・十分位の間	2.5
第4・十分位と第5・十分位の間	6.7

- 上の表におけるF値（違いの程度を表す尺度。数値が大きいほど違いが大きい）は、隣接十分位間の生活扶助相当支出の有意差の程度を表している。この結果によれば、第1・十分位と第2・十分位の間で消費の変化が一番大きい状況が認められる。

※ 分散分析とは、複数のグループの平均値に統計的に有意な差（データのばらつきを考慮した上での平均の差）がどの程度あるかどうかを分析するための手法。

2. 全世帯の生活扶助相当支出に関する計量分析

- 全世帯を分析対象とする場合は、消費水準に世帯人員などの影響があることから、第1・十分位と第2・十分位の間で消費に一番大きな変化があるかをみるためには、消費に影響を与える諸要素をコントロールする必要がある。そこで、級地間較差の検証において定式化した生活扶助相当支出に関する回帰式を第1～第5の各十分位において推定した結果を用いて、回帰式の構造変化に関する検定（いわゆるChow test）を行う。

この方法を用いて隣接十分位間の回帰式の構造変化の有意差の度合いをみたところ、次のようになった。

分析対象	F 値
第1・十分位と第2・十分位の間	25.9
第2・十分位と第3・十分位の間	11.9
第3・十分位と第4・十分位の間	14.0
第4・十分位と第5・十分位の間	7.8

- 上の表におけるF値は、隣接十分位間の生活扶助相当支出の回帰式の係数全体としての有意差の程度を表している。この結果によれば、全世帯の場合についても第1・十分位と第2・十分位の間で消費の変化が一番大きい状況が認められる。

※ Chow testとは、消費を回帰分析した結果に基づいて隣り合う各十分位間の消費に有意な差があるかどうかを分析する手法。

(参考)平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の調査様式

統計法に基づく一般統計調査



厚生労働省

ひたひたの未来



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成28年

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 (社会保障生計調査世帯票)

【お願い】

この調査は、みなさまの家庭の生活実態や生活意識をアンケート形式でお伺いすることによって、我が国の家庭の生活実態及び生活意識を把握し、今後の社会保障全般のあり方を含めた幅広い議論を行うための基礎資料を得ることを目的とした大切な調査です。

お答えになった内容については、統計を作る目的以外に使用することは統計法で禁じられており、統計作成以外の目的に使用することは決してありませんので、ありのままをお答えくださるようお願いいたします。

【記入上の注意】

- 調査票は、世帯でひとつですので、世帯を代表する方がまとめてお答えください。
- お答えは該当する番号を○で囲むか、数字を記入してください。
- 質問の内容や、その他わからないことがありましたら、調査員がお伺いしたときにおたずねください。

【この欄は、あらかじめ調査員の方が記入してください】

	都道府県	市郡	区町村
福祉事務所名			
福祉事務所番号	□ □ □ □ □ □		
調査員氏名			
世帯番号	□ □		
級 地	1-1 2-1 3-1	1-2 2-2 3-2	

I 家庭の状況

1. あなたの世帯の住居はどれに該当しますか。(1つに○)

- 持ち家(一戸建て)
- 持ち家(マンションなどの集合住宅)
- 民間の賃貸住宅(一戸建て)
- 民間の賃貸住宅(マンションなどの集合住宅)
- 都市再生機構・公社・公営の賃貸住宅(一戸建て)
- 都市再生機構・公社・公営の賃貸住宅(マンションなどの集合住宅)
- 勤め先の給与住宅(一戸建て)
- 勤め先の給与住宅(マンションなどの集合住宅)
- その他

2. あなたの世帯の住居は何部屋(玄関や風呂等は含めないでください)ありますか。(1つに○)

- | | |
|--------|-------------------|
| 1. 1部屋 | 4. 4部屋 |
| 2. 2部屋 | 5. 5部屋 |
| 3. 3部屋 | 6. それ以上(具体的に: 部屋) |

3. あなたの世帯の世帯主には配偶者がいらっしゃいますか。(1つに○)

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 配偶者あり | <div style="font-size: 2em;">}</div> 1. 未婚
2. 死別
3. 離別 |
| 2. 配偶者なし | |
| (2の場合は次の理由にも○(1つ)) | |

4. あなたの世帯の金融資産は合計でおおよそいくらぐらいになりますか。預貯金等を合計したおおよその額でお答え下さい。

□	□	□
---	---	---

万円

5. ご家族全員の性、生年月、最終学歴または在学状況、健康状態、仕事の状況についてそれぞれ1つに○または数字を記入して下さい。

注1) 最終学歴には中道は含みません。

注2) 最終学歴または在学の状況における「3. 専門学校」とは、専修学校の専門課程のみであり、高等課程については「2. 高校・旧制中学校」として下さい。

注3) 盲学校、聾学校、養護学校などの特別支援学校を卒業または在学中の場合は、学年等を考慮して該当するものを選択して下さい。

	①この調査票の記入者	②	③	④	⑤	⑥
性	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女
生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成
最終学歴または在学の状況	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校（専修学校の専門課程） 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校（専修学校の専門課程） 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校（専修学校の専門課程） 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校（専修学校の専門課程） 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校（専修学校の専門課程） 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校（専修学校の専門課程） 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学
健康状態	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない
仕事の状況	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事（専業） 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事（専業） 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事（専業） 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事（専業） 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事（専業） 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事（専業） 7. その他
	1～4の場合は、次ページの質問にもお答えください。	1～4の場合は、次ページの質問にもお答えください。	1～4の場合は、次ページの質問にもお答えください。	1～4の場合は、次ページの質問にもお答えください。	1～4の場合は、次ページの質問にもお答えください。	1～4の場合は、次ページの質問にもお答えください。

	①	②	③	④	⑤	⑥
	前ページの仕事の状況にて 仕事あり 1～4 を選択した方 がお答えください。	前ページの仕事の状況にて 仕事あり 1～4 を選択した方 がお答えください。	前ページの仕事の状況にて 仕事あり 1～4 を選択した方 がお答えください。	前ページの仕事の状況にて 仕事あり 1～4 を選択した方 がお答えください。	前ページの仕事の状況にて 仕事あり 1～4 を選択した方 がお答えください。	前ページの仕事の状況にて 仕事あり 1～4 を選択した方 がお答えください。
雇用形態	1. 自営業主（雇人あり） 2. 自営業主（雇人なし） 3. 家族従業者 4. 会社・団体等の役員 5. 一般常雇者 6. 1月以上1年未満の 契約の雇用人 7. 日々又は1月未満の 契約の雇用人 8. 家庭内職者 9. その他	1. 自営業主（雇人あり） 2. 自営業主（雇人なし） 3. 家族従業者 4. 会社・団体等の役員 5. 一般常雇者 6. 1月以上1年未満の 契約の雇用人 7. 日々又は1月未満の 契約の雇用人 8. 家庭内職者 9. その他	1. 自営業主（雇人あり） 2. 自営業主（雇人なし） 3. 家族従業者 4. 会社・団体等の役員 5. 一般常雇者 6. 1月以上1年未満の 契約の雇用人 7. 日々又は1月未満の 契約の雇用人 8. 家庭内職者 9. その他	1. 自営業主（雇人あり） 2. 自営業主（雇人なし） 3. 家族従業者 4. 会社・団体等の役員 5. 一般常雇者 6. 1月以上1年未満の 契約の雇用人 7. 日々又は1月未満の 契約の雇用人 8. 家庭内職者 9. その他	1. 自営業主（雇人あり） 2. 自営業主（雇人なし） 3. 家族従業者 4. 会社・団体等の役員 5. 一般常雇者 6. 1月以上1年未満の 契約の雇用人 7. 日々又は1月未満の 契約の雇用人 8. 家庭内職者 9. その他	1. 自営業主（雇人あり） 2. 自営業主（雇人なし） 3. 家族従業者 4. 会社・団体等の役員 5. 一般常雇者 6. 1月以上1年未満の 契約の雇用人 7. 日々又は1月未満の 契約の雇用人 8. 家庭内職者 9. その他
	1. 正規の職員・従業員 2. パート 3. アルバイト 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. その他	1. 正規の職員・従業員 2. パート 3. アルバイト 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. その他	1. 正規の職員・従業員 2. パート 3. アルバイト 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. その他	1. 正規の職員・従業員 2. パート 3. アルバイト 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. その他	1. 正規の職員・従業員 2. パート 3. アルバイト 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. その他	1. 正規の職員・従業員 2. パート 3. アルバイト 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. その他
仕事の内容	1. 管理的職業従事者 2. 専門的・技術的職業従事者 3. 事務従事者 4. 販売従事者 5. サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 7. 農林漁業従事者 8. 生産工程従事者 9. 輸送・機械運転従事者 10. 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. 分類不能の職業	1. 管理的職業従事者 2. 専門的・技術的職業従事者 3. 事務従事者 4. 販売従事者 5. サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 7. 農林漁業従事者 8. 生産工程従事者 9. 輸送・機械運転従事者 10. 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. 分類不能の職業	1. 管理的職業従事者 2. 専門的・技術的職業従事者 3. 事務従事者 4. 販売従事者 5. サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 7. 農林漁業従事者 8. 生産工程従事者 9. 輸送・機械運転従事者 10. 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. 分類不能の職業	1. 管理的職業従事者 2. 専門的・技術的職業従事者 3. 事務従事者 4. 販売従事者 5. サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 7. 農林漁業従事者 8. 生産工程従事者 9. 輸送・機械運転従事者 10. 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. 分類不能の職業	1. 管理的職業従事者 2. 専門的・技術的職業従事者 3. 事務従事者 4. 販売従事者 5. サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 7. 農林漁業従事者 8. 生産工程従事者 9. 輸送・機械運転従事者 10. 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. 分類不能の職業	1. 管理的職業従事者 2. 専門的・技術的職業従事者 3. 事務従事者 4. 販売従事者 5. サービス職業従事者 6. 保安職業従事者 7. 農林漁業従事者 8. 生産工程従事者 9. 輸送・機械運転従事者 10. 建設・採掘従事者 11. 運搬・清掃・包装等従事者 12. 分類不能の職業
1週間の就業時間	7月1日～7月7日までの1週間の 就業時間（残業を含む）を記入 してください。 時間	7月1日～7月7日までの1週間の 就業時間（残業を含む）を記入 してください。 時間	7月1日～7月7日までの1週間の 就業時間（残業を含む）を記入 してください。 時間	7月1日～7月7日までの1週間の 就業時間（残業を含む）を記入 してください。 時間	7月1日～7月7日までの1週間の 就業時間（残業を含む）を記入 してください。 時間	7月1日～7月7日までの1週間の 就業時間（残業を含む）を記入 してください。 時間

II 家庭の生活実態及び生活意識

ここからは、あなたの世帯の現在の状況のほかに生活の意識についてお聞きします。質問の中には、「あなたの世帯では風邪をひいたとき、どのようにしていますか。」などのように、風邪をひいた人や風邪の程度により回答が違ってくるものがありますが、最も普段の生活にあっているものをお答えください。

【普段の生活について】

Q 1-1. あなたの世帯では1日に2回(2食)以上食事をしていますか。(1つに○)

- | | | |
|----------------------------------|---|--|
| 1. している。 | → | { 1. 時間的に余裕がないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. していない。
(2.の場合は右の理由にも○(1つ)) | | |

Q 1-2. あなたの世帯では2日に1回は、肉、魚、卵などタンパク質を摂っていますか。(1つに○)

- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 1. 摂っている。 | → | { 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 摂っていない。
(2.の場合は右の理由にも○(1つ)) | | |

Q 1-3. あなたの世帯では1日に1回は、野菜を食べていますか。(1つに○)

- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 1. 食べている。 | → | { 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 食べていない。
(2.の場合は右の理由にも○(1つ)) | | |

Q 1-4. あなたの世帯では1日に1回以上自炊していますか。ただし、電子レンジ等で温めるだけのものやカップ麺等の食事は除きます。(1つに○)

- | | | |
|----------------------------------|---|--|
| 1. している。 | → | { 1. 時間的に余裕がないから
2. 面倒だから
3. その他 |
| 2. していない。
(2.の場合は右の理由にも○(1つ)) | | |

Q 1-5. あなたの世帯では外に着ていける服(普段着や部屋着を除く)をどの程度の頻度で購入していますか。(1つに○)

- | | |
|--|---|
| 1. ほぼ毎月、衣服を購入している | } → { 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 季節の変わり目に、衣服を購入している | |
| 3. 1年に1、2回程度衣服を購入している | |
| 4. ほとんど購入しない
(3.~4.の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

Q 1-6. あなたの世帯では晴れ着、または礼服を持っていますか。(1つに○)

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 持っている | } → { 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 持っていない
(2.の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

Q 1-7. あなたの世帯では下着をどの程度の頻度で購入していますか。(1つに○)

- | |
|------------------------|
| 1. 1年に3回以上、下着を購入している |
| 2. 1年に1、2回程度、下着を購入している |
| 3. ほとんど購入しない |

Q 1-8. あなたの世帯ではどの程度の頻度で入浴(シャワーを含む)しますか。(1つに○)

- | | |
|--|---|
| 1. 毎日入浴する | } → { 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 2日~3日に一回は入浴する | |
| 3. 1週間に一回は入浴する | |
| 4. 1週間超に一回入浴する
(2.~4.の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

Q 1-9. あなたの世帯では、必要なときに医者、歯医者にかかっていますか。

(1) 医者 (1つに○)

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. たいていにかかっている | } → { 1. 時間がないから
2. 行きたくないから
3. 金銭的に余裕がないから
4. その他 |
| 2. ときどきにかかっている | |
| 3. かかっていない
(3.の場合は右の理由にも○(1つ)) | |
| | |

(2) 歯医者 (1つに○)

1. たいていかかっている	1. 時間がないから 2. 行きたくないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. その他
2. ときどきかかっている	
3. かかっていない	
(3.の場合は右の理由にも○ (1つ))	

Q 1-10. あなたの世帯では風邪をひいたとき、どのようにしていますか。(それぞれ1つに○)

①医者にかかる	1. はい	2. いいえ
②市販薬を飲む	1. はい	2. いいえ

【耐久財の保有状況について】

Q 2. あなたの世帯の耐久財の有無について伺います。(それぞれ1つに○)

事業用のもの、または主として事業用に使用しているものは除いてください。

	ある	ない		
		必要ないから	金銭的に余裕がないから	その他
(1)衣類だんす(作り付けを除く)	1	2	3	4
(2)茶だんす・食器戸棚	1	2	3	4
(3)整理だんす(作り付けを除く)	1	2	3	4
(4)炊飯器	1	2	3	4
(5)電子レンジ	1	2	3	4
(6)給湯器	1	2	3	4
(7)温水洗浄便座	1	2	3	4
(8)ルームエアコン	1	2	3	4
(9)家族全員が座れる食卓	1	2	3	4
(10)電気掃除機	1	2	3	4
(11)カメラ(デジタルカメラを含む)	1	2	3	4
(12)パソコン	1	2	3	4
(13)ベッド・ソファベッド(作り付けを除く)	1	2	3	4
(14)学習用机	1	2	3	4
(15)電話(固定電話)	1	2	3	4
(16)携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)	1	2	3	4
(17)自動車	1	2	3	4
(18)暖房器具 (ストーブを除く)	1	2	3	4

【親族・近隣とおつきあいについて】

Q 3-1. あなたの世帯では、別居の家族・親族の中で、親しくおつきあいしている方がいますか。

(1つに○)

1. いる
2. いない

Q 3-2. あなたの世帯では、近所の方の中で、親しくおつきあいしている方がいますか。

(1つに○)

1. いる
2. いない

Q 3-3. あなたの世帯では友人や別居の家族・親族に会いに行きますか。(1つに○)

1. 定期的に行く	1. 時間がないから 2. 行きたくないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. 友人や別居の家族・親族がいないから 5. その他
2. ときどき行く	
3. ほとんど行かない	
4. まったく行かない	

(3、4.の場合は右の理由にも○(1つ))

Q 3-4. あなたの世帯では親族の冠婚葬祭に出席しますか。(1つに○)

1. 必ず出席する	1. 時間がないから 2. 出席したくないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. 親族がいないから 5. その他
2. ときどき出席する	
3. ほとんど出席しない	
4. まったく出席しない	

(3、4.の場合は右の理由にも○(1つ))

【レジャーや社会参加について】

Q 4-1. あなたの世帯ではどの程度泊まりがけの旅行（帰省を含む）をしていますか。（1つに○）

- | | |
|--------------|--|
| 1. 年4回以上 | |
| 2. 年2～3回程度 | |
| 3. 年1回程度 | |
| 4. ほとんど旅行しない | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 1. 時間がないから
2. 行きたくないから
3. 金銭的に余裕がないから
4. その他 </div> </div> |
- (4.の場合は右の理由にも○(1つ))

Q 4-2. あなたの世帯では外食を楽しむ機会がありますか。（1つに○）

- | | |
|-----------|--|
| 1. 定期的にある | |
| 2. ときどきある | |
| 3. ほとんどない | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 1. 時間がないから
2. 行きたくないから
3. 金銭的に余裕がないから
4. その他 </div> </div> |
| 4. まったくない | |
- (3.、4.の場合は右の理由にも○(1つ))

Q 4-3. あなたの世帯のご家族は、ここ1年ほどの間に、ここに示すような活動や行動、あるいは時間の過ごし方をしたことがありますか。（それぞれ、1つに○）

	ある	ない		
		したくないから	金銭的に余裕がないから	その他
(1)学習・自己啓発・訓練活動	1	2	3	4
(2)ボランティア活動	1	2	3	4
(3)スポーツ活動(※スポーツ観戦は除く)	1	2	3	4
(4)スポーツ観戦・各種鑑賞	1	2	3	4

注1)学習・自己啓発・訓練活動…知識・教養を高めるため、仕事に役立てることなどを目的としたもの。学生の授業の予習・復習は含めません。ただし、学生の部活動は含みます。

(例：外国語、情報処理、介護関係、家政・家事、人文・社会・自然科学、芸術・文化 等)

注2)ボランティア活動…職業として行っている活動を除きます。

注3)スポーツ活動…単に見物している場合や授業、研修などは除きます。学生の部活動は含みます。

注4)スポーツ観戦・各種鑑賞…各種鑑賞とは、美術、演芸・演劇・舞踊、クラシック音楽、映画、コンサート 等を含みます。自宅におけるテレビやCD/DVD 等による観戦、鑑賞は除きます。

Q 4-4. あなたの世帯では新聞を購入（配達購入および売店購入）していますか。（1つに○）

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 定期的に2紙以上購入している | |
| 2. 定期的に1紙購入している | |
| 3. たまに購入している | |
| 4. 購入していない | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 1. 読む時間がないから
2. 読みたくないから
3. 金銭的に余裕がないから
4. その他 </div> </div> |
- (4.の場合は右の理由にも○(1つ))

Q 4-5. あなたの世帯では週刊誌や月刊誌などの雑誌を購入していますか。（1つに○）

- | | |
|----------------|--|
| 1. 定期的に購入している | |
| 2. ときどき購入している | |
| 3. ほとんど購入していない | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 1. 読む時間がないから
2. 読みたくないから
3. 金銭的に余裕がないから
4. その他 </div> </div> |
| 4. まったく購入していない | |
- (3.、4.の場合は右の理由にも○(1つ))

Q 4-6. あなたの世帯では自宅でパソコンやスマートフォンなどによりインターネットを利用していますか。（1つに○）

- | | |
|----------------|---|
| 1. いつも利用している | |
| 2. ときどき利用している | |
| 3. ほとんど利用していない | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 1. 時間がないから
2. 利用したくないから
3. 金銭的に余裕がないから
4. その他 </div> </div> |
| 4. まったく利用していない | |
- (3.、4.の場合は右の理由にも○(1つ))

【家計の状況について】

Q 5-1. あなたの世帯では過去1年の間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。（1つに○）

- | |
|--------------|
| 1. 何度もあった。 |
| 2. ときどきあった。 |
| 3. ほとんど無かった。 |
| 4. まったく無かった。 |

Q 5-2. あなたの世帯では、病気や事故などの急な出費に、対応することができますか。（1つに○）

- | | |
|----------|---|
| 1. できる。 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> (1.の場合はおおよその金額を右に記載) </div> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin: 0 5px;"></div> <div style="margin-left: 5px;">万円</div> </div> |
| 2. できない。 | |

Q5-3. あなたの世帯では、貯蓄をしていますか。(1つに○)

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. している。 | → Q5-4に進んで下さい。 |
| 2. していない。 | |

Q5-4. あなたの世帯では、どのような理由で貯蓄されていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|------------------|
| 1. 子ども等の進学のため |
| 2. 耐久財の購入・修理等のため |
| 3. 結婚準備のため |
| 4. 老後のため |
| 5. その他 |

Q5-5. あなたの世帯ではまさかの備えに生命保険(損害保険を除く)に加入していますか。
(1つに○)

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1. 加入している | 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 加入していない | |
| (2の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

注：生命保険とは、死亡保障(定期保険、終身保険等)、医療保障(医療保険、がん保険等)、老後・貯蓄保障(養老保険、個人年金保険、学資保険等)のことを言います。

Q5-6. あなたの世帯の生活程度は次のどれに入ると思われますか。(1つに○)

- | |
|--------|
| 1. 上 |
| 2. 中の上 |
| 3. 中の中 |
| 4. 中の下 |
| 5. 下 |

Q5-7. あなたの世帯では、現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。
(1つに○)

- | |
|-------------|
| 1. 大変苦しい |
| 2. やや苦しい |
| 3. 普通 |
| 4. ややゆとりがある |
| 5. 大変ゆとりがある |

【育児・子育て・子どもの教育について】

ここからは、高校生以下のお子さんについてお答えください。

- 高校生と中学生以下のお子さんがいる場合。 → Q6-1～9 について全てお答え下さい。
 ○中学生以下のお子さんがおり、高校生のお子さんがいない場合。 → Q6-1～7 についてお答え下さい。
 ○高校生のお子さんがおり、中学生以下のお子さんがいない場合。 → Q6-8～9 についてお答え下さい。
 ○高校生以下のお子さんがいない場合。 → 質問は終了です。ありがとうございました。

ここからは、中学生以下のお子さんがいる場合のみお答えください。

Q6-1. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを有料のレジャー施設(遊園地や動物園など)に遊びに連れていきますか。(1つに○)

- | | |
|--|--|
| 1. 定期的に連れていく | 1. 時間がないから
2. 連れていきたくないから
3. 金銭的に余裕がないから
4. その他 |
| 2. ときどき連れていく | |
| 3. ほとんど連れていかない | |
| 4. まったく連れていかない
(3、4の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

Q6-2. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの誕生日を祝いますか。(1つに○)

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| 1. プレゼントをあげたり誕生会を開くなどして祝う | 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 特にお祝いをしない
(2の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

Q6-3. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの本や雑誌を買っていますか(お子さんが自分で買う場合も含みます)。(1つに○)

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 買っている | 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. 買っていない
(2の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

Q6-4. あなたの世帯では中学生以下のお子さんにお小遣いをあげていますか。(1つに○)

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1. 毎月あげている | 1. 必要ないから
2. 金銭的に余裕がないから
3. その他 |
| 2. ときどきあげている | |
| 3. ほとんどあげていない | |
| 4. まったくあげていない
(3、4の場合は右の理由にも○(1つ)) | |

Q 6-5. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを学習塾に通わせていますか。(1つに○)

1. 通わせている	→	1. 本人が行きたがらないから 2. 必要ないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. その他
2. 通わせていない (2の場合は右の理由にも○ (1つ))		

Q 6-6. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを習い事に通わせていますか。(1つに○)

1. 通わせている	→	1. 本人が行きたがらないから 2. 必要ないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. その他
2. 通わせていない (2の場合は右の理由にも○ (1つ))		

Q 6-7. 中学生以下のお子さんの進路について、あなたの世帯のお考えをお聞かせください。
(1つに○)

1. 大学(大学院含む)まで進学させるつもり	→	1. 本人がこれ以上行きたがらないから 2. これ以上行く必要がないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. その他
2. 短大(専門学校含む)まで進学させるつもり		
3. 高校まで進学させるつもり		
4. 就職させるつもり(中学まで) (3、4の場合は右の理由にも○(1つ))		

高校生のお子さんがいない場合は、質問は終了です。ありがとうございました。

ここからは、高校生のお子さんがある場合のみお答えください。

Q 6-8. あなたの世帯では高校生のお子さんを学習塾に通わせていますか。(1つに○)

1. 通わせている	→	1. 本人が行きたがらないから 2. 必要ないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. その他
2. 通わせていない (2の場合は右の理由にも○ (1つ))		

Q 6-9. 高校生のお子さんの進路について、あなたの世帯のお考えをお聞かせください。
(1つに○)

1. 大学(大学院含む)まで進学させるつもり	→	1. 本人がこれ以上行きたがらないから 2. これ以上行く必要がないから 3. 金銭的に余裕がないから 4. その他
2. 短大(専門学校含む)まで進学させるつもり		
3. 就職させるつもり (3の場合は右の理由にも○ (1つ))		

ご協力ありがとうございました。

主な検証結果：水準

（現行水準の設定方法）

- 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。

（検証方法）

- 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、その消費支出額（具体的には、生活扶助に相当する消費支出額（生活扶助相当支出額））の水準と生活扶助基準を比較。

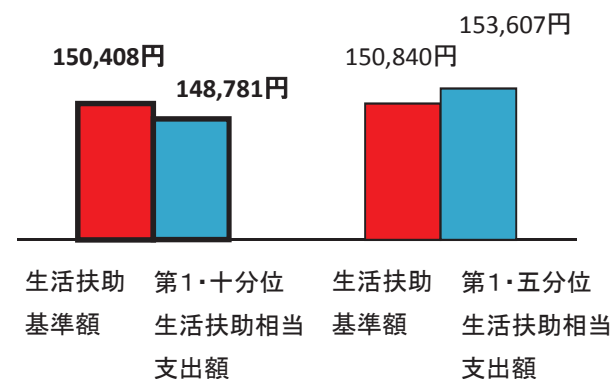
（検証結果）

- 現行の生活扶助基準額（右図の赤色）の水準は、生活扶助相当支出額（右図の水色）の水準に比べ
 - ① 夫婦子1人世帯では、やや高め
 - ② 単身世帯では、高め
 という結果。
- 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と比較することが適当とされてきたが、今回これを変更する特段の理由はない。

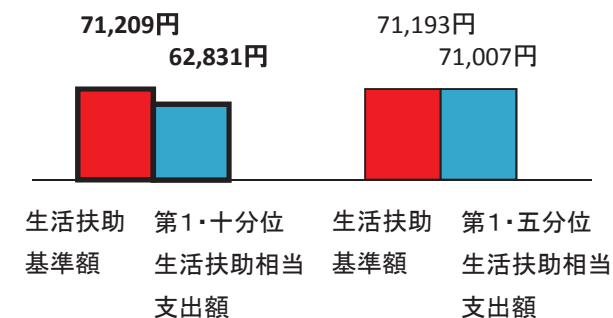
第1回（H23. 4. 19）
社会保障審議会生活保護基準
部会資料（抜粋）
※平成19年検証の説明資料

◆生活扶助基準と一般消費実態との乖離状況

① 夫婦子1人世帯（有業者あり）



② 単身世帯（60歳以上）



（資料）平成16年全国消費実態調査特別集計（①、②共通）